



両陛下、初の東北被災地ご訪問

天皇、皇后両陛下は27日、東日本大震災の被災者を見舞うため、宮城県に入り、ヘリを使って南三陸町を視察するとともに、仙台市の避難所を訪問された。両陛下が東北地方の被災地に入られたのは初めて。村井嘉浩知事らによると、両陛下は被害の大きさに驚いた様子で、ヘリの中で身を乗り出す様子を、仙台市の避難所の体育館では、大川小学校近くを上空から見下ろした。陛下は、多くの児童が犠牲になったことを語り、「いそがしかったですね」と語られた。

「前に進む」勇気 お与えに

平成23年4月28日（木）産経新聞より

東日本大震災で天皇陛下(第125代 皇紀2671年 初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して
「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で
「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」
と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉が使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになったのだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

日本国憲法の成立

「憲法改正草案要綱」はその後法文化の作業を加えられ、さらに山本有三や横田喜三郎らの意見を入れて現代かなづかいを採用することとなり、四月一七日、「憲法改正草案」として英訳とともに発表された。

あくまで大日本帝国憲法の改正という形式をとつたため、まず枢密院に諮詢して可決され、次に帝国議会へと提出された。昭和二年八月二十四日、衆議院は四二一対八で憲法改正を採択。あくまで天皇制廃止を主張した共産党は、反対票八票のうち六票を投じた。GHQに強要された憲法であることはすでにどの議員たちも知っている。多くの議員が無念のあまり嗚咽を漏らした。無数の嘔り泣きが議場を肅然とさせたのはこの時が最初で最後ではあるまいか。

さらに一〇月六日には貴族院でも可決された。かつて近衛とともに憲法案を作成した佐々木惣一は当時貴族院議員であったが、「たとえ死刑になっても」と、賛成の起立を拒んだ。こうして昭和二年一月三日、日本国憲法は公布され、翌年五月三日施行された。

北康利「白州次郎 占領を背負った男」より

国のかたちを考える

憲法(1)

日本大学教授 百地章

今回の大震災後、天皇皇后両陛下は何度も被災地を訪問され、被災民を親しくねぎらい励まされ、国民もこれに感動し勇気づけられた。

このような政治家にはできない皇室の大きな役割についても、「象徴行為」などの形で憲法に明記すべきではなからうか。

平成二十三年六月二十一日 『自由民主』より

日本国憲法の改正を考える

○他国の憲法改正（1945年 第2次世界大戦終結以降）

ドイツ	58回	アメリカ	6回
イタリア	15回	韓国	9回
フランス	27回	中国	9回

○米国が作成した憲法

米国GHQによって、昭和21年2月4日～12日までのわずか9日間に英語でつくられたもの。
※憲法制定 昭和21年11月3日

○新たな規定の必要性

家族・環境権・プライバシー権・犯罪被害者の権利・天皇陛下の新たな役割（「象徴行為」など）

○非常事態条項の欠如

※1990～2008年に新憲法制定した国、スイスなど93カ国。
全ての国に非常事態条項が設置。
※災害対策基本法「災害緊急事態」布告
→「国民の権利義務を大きく規制する」
平成23年3月22日参議院政府答弁

○憲法96条の改正

憲法改正の国会発議要件を現行の「3分の2」から「過半数」に引き下げを。
→96条改正議連 超党派236名の議員

○憲法審査会

平成19年8月国会法改正で法的に設置。
衆議院 平成21年6月 設置規定制定
→委員選任できず。
参議院 平成23年5月 設置規定制定
→委員選任できず。
→衆参共に4年にわたり始動せず。
→平成23年10月 委員選任。
同11月 審議開始。

○憲法改正国民投票法

（平成22年5月全面施行、平成26年6月一部改正）
投票は、一部改正法施行4年後（平成30年6月）に18歳以上。それまでは20歳。
※選挙権年齢が18歳から認められる国
191カ国中176カ国（92.1%）

○憲法改正手続き

- ①衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成により改正原案提出。
- ②国民投票は60～180日以内に実施

日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（1）

日本国憲法：前文に問題

日本国民は、（略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

⇒この書きぶりは、日本国民が自身で書いたものとは思えない。
また、国や郷土を愛し、自ら守ることも記述されていない。

自民党の新憲法草案（前文 [抜粋]）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

日本国憲法：元首・国旗・国歌の規定なし

独立国家でありながら、日本国憲法には国の元首の規定がない。また、国民統合の証となる国旗や国歌の規定もない。

自民党の新憲法草案（第1章 天皇）

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

日本国憲法：国防・領土保全規定なし

日本国憲法には、国と国民を守ることが規定されておらず、主権の存する領土・領海・領空・資源を保全する規定もない。

国民の生命・財産を守ることは国家最大の使命だが、国の基本法にその条項がない。

現行憲法 第九条

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の新憲法草案（第2章 安全保障）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

パリ不戦条約

第一条 締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。

第二条 締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因のがどのようなものであつても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約束する。



日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（2）

日本国憲法：家族尊重の条項なし

国や社会を構成する基礎単位は「家族」だが、日本国憲法には家族条項がない。憲法に定められているのは、個人の尊重と権利のみ。



自民党の新憲法草案（第3章 国民の権利及び義務）

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

中華人民共和国憲法（婚姻・家庭・老人・婦人・児童に対する配慮と保護）

第49条
3 父母は、未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

日本国憲法：現代に必要な条項が欠如

現憲法が公布（昭和21年11月3日）、施行（昭和22年5月3日）された時代には考えられなかった重要な条項・規定が欠けたまま。



自民党の新憲法草案 現代に合った条項を追加

個人情報の不当取得の禁止等 第十九条の二

国政上の行為に関する説明の責務 第二十一条の二

環境保全の責務 第二十五条の二

在外国民の保護 = 国外の緊急事態時 第二十五条の三

犯罪被害者等への配慮 第二十五条の四

教育に関する権利及び義務等 = 私学助成 第二十六条の三

財政の基本原則 = 財政の健全性 第八十三条の二

日本国憲法：「緊急事態条項」なし

世界の大半の国が武力攻撃や内乱、大規模災害など、国家や国民の生存の危機に際し一時的な権利制限も含め事態に対処できる「緊急事態条項」を定めているが、日本国憲法には定めが無い。
→東日本大震災では、法令制限による燃料輸送の遅滞、自衛隊によるパトロールができない、など、大きな弊害が。



自民党の新憲法草案（第9章 緊急事態）

（緊急事態の宣言）
第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

日本国憲法：改正への高いハードル

日本国憲法改正には、「衆参両院の総議員の3分の2の賛成と、国民投票での過半数の賛成」という非常に高いハードルが設定されており、時代に合わせた柔軟な憲法改正を阻害している。



自民党の新憲法草案（第10章 改正）

第十章 改正
第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

真の独立主権国家とするため、憲法は「不磨の大典」であってはならず、改正に向け活発な国民的議論が必要。